

審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第22条第6項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第43条第3項 (警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :